

最高裁の「横須賀米兵強盗殺人事件の国の責任を認めない」上告棄却決定に抗議する(談話)

2013年6月28日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

最高裁判所(第2小法廷・小貫芳信裁判長)は、米兵に妻の佐藤好重さんを殺された山崎正則さんが国に損害賠償を求めた訴訟で、6月26日付けで原告の上告を退ける決定を下した。

2006年1月3日早朝、横須賀中央駅近くで、米空母乗組員の米兵が山崎正則さんの妻・好重さんを10分以上に殴る蹴るの暴行を加え殺害し財布を奪うという強盗殺人事件で、山崎正則さんは、米兵と米軍・日本政府の責任を追及し提訴したものである。

1審の横浜地方裁判所は、長年にわたって公務外の犯罪は、米兵個人の問題としてきた国の主張を退け、勤務米兵に対する米軍の監督責任を認めたものの、米軍の裁量権の範囲内であるとして米軍・国の違法を認めなかった。そのため、山崎正則さんは米軍・国に対する責任を問い、国を相手に控訴した。しかし、東京高等裁判所の判決は、米兵に対する米軍の監督義務違反や国への損害賠償請求を認めなかった1審判決を維持する不当なものであった。

最高裁の上告棄却の決定は、日本国民の生命・身体よりも米軍の運用を優先させた高裁判決を追認した不当な決定であり断固抗議する。

わたしたちは、米軍と国に、米兵犯罪を撲滅するための対策と実効性ある犯罪防止措置をとることを求める。また、米兵犯罪を許している日米地位協定の見直しをおこなうことを求める。

わたしたちは、基地があるゆえの米兵犯罪の根絶をめざし、日米安保条約を破棄し、米軍基地の撤去を求めて、さらにたたかいを強化するものである。

以上